

福井市監査告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年11月24日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	下	畑	健	二
福井市監査委員	村	田	耕	一

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

商工労働部

商工振興課（企業立地推進室）、しごと支援課及び公営競技
事務所

観光文化局

美術館

建設部

河川課

建築事務所

営繕課、住宅政策課及び市営住宅課

(2) 監査範囲

令和2年度及び3年度（令和3年4月1日から同年7月31日まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

商工労働部 令和3年9月3日から同年11月16日まで

建設部 令和3年9月3日から同年11月15日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

（意見）

足羽ふれあいセンター管理運営負担金は、負担理由や対象経費、精算方法などについて、口頭で取り決めているのみで書面で交わしたものはなく、執行伺等にもこれらの記載がないことから、支払書

類上、支出根拠等が不明瞭である。

公金支出に対する市民への説明責任を果たすとともに、当事者間での認識の違いによる問題の発生を防ぐためにも、同負担金の支出に関し必要な事項について文書で明確に規定することが望ましい。

【商工労働部公営競技事務所】

(意見)

「福井市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金」では、補助金交付要綱で規定する補助対象者の要件が現状と合致せず、補助金を申請できる者と本来補助を受けるべき者とが一部で異なっている。そのため、本来補助を受けるべき者が補助金を受領するために、申請者から補助金受領の委任を受けるといった例外的な手続きが何年も継続して行われている事例が見受けられた。

補助事業の目的を踏まえ、補助を受ける者にとって利用しやすい制度となるよう、交付要綱の規定を見直すことが望ましい。

【建設部建築事務所住宅政策課】